

緑政土木局所管工事の情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 名古屋市緑政土木局の所管する工事における受発注者の業務効率化及び工事目的物の品質確保の推進を図るため、緑政土木局所管工事の情報共有システム活用試行要領（以下「試行要領」）を策定し、情報共有システムの試行（以下「本試行」）にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務の効率化を図るシステムをいい、名古屋市緑政土木局ではASP方式^{※1}によるものとする。

(2) 工事帳票

工事帳票とは、土木工事標準仕様書で定義するものをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、名古屋市緑政土木局の所管する工事のうち、発注者の指定する工事とする。

対象工事は特記仕様書に情報共有システム活用試行工事であることを明示する。

2 対象外工事であっても、受注者の申し出があれば試行対象工事とすることができるものとする。

(情報共有システム)

第4条 本試行において使用する情報共有システムは、国土交通省が定める「工事における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとする。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(工事帳票)

第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、土木工事標準仕様書で定義する書面として認めるものとする。

(情報の取扱い)

第6条 緑政土木局における情報取扱注意項目によること。

2 登録した情報は工事完了後速やかに削除すること。

(検査)

第7条 本試行においては、情報共有システムを利用して工事完了（中間）検査を受検すること。ただし、監督員が指定する場合はこの限りではない。

(利用上の留意事項)

第8条 情報共有システムで登録するファイル形式は原則PDFとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項について、監督員と協議のうえ決定するものとする。

附則

本要領は令和元年5月1日より適用する。

附則

本要領は令和3年4月20日より適用する。

附則

本要領は令和6年10月1日より適用する。

※1 A S P（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式

情報共有システム提供者（A S Pベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。